

案

昭和四十四年三月十五日

衆議院事務総長

国会記者会代表者各あて

国会記者事務所の使用について

昭和四十四年三月十日付けで申請があつた国会記者事務所の使用については別紙条件を付して使用を承認します

なお本日から使用各社を代表する貴会に管理をお願いするので至急その管理責任者を本院に御通知のうえ同日実地について営繕課担当員から引継ぎを受けられたく、また現在使用中の国会記者会館は移転完了後



一 使用の目的

国会関係取材のための新聞、通信、放送等の記者事務用室

二 使用の範囲

別紙図面のとおり

ただし、協議のうえ変更することができるものとする。

三 使用期間

自昭和四十四年三月 十五日

至昭和四十四年三月三十一日

ただし使用期間中でも衆議院の必要あるときは、いつでも明渡すものとし、また期間満了のとき双方が何等通知をしないときは、以後一カ年づつ期間を延長するものとする。

四 使用料

無料とする。

ただし、衆議院において必要と認められた場合は、使用料を徴するものとする。

#### 五 経費の負担

1. 建物及び附帯設備について、通常必要とする維持修繕は国会記者会が、その負担に行なうものとする。

2. 電気、水道、ガスの使用料金は、国会記者会の負担とする。

3. 電気、通信、機械、冷暖房、衛生等の附帯設備の運転、管理並びにこれに伴なう消耗品及び部品は、国会記者会の負担に行なうものとする。

4. 建物及び構内の清掃、見廻り等の管理は、国会記者会の負担に行ない、常に遺漏のないよう留意するものとする。

#### 六 建物等使用上の制限

1. 国会記者会は、常に善良なる管理者の注意をもつて建物等を維持保存しなければならぬものとする。

2. 国会記者会は、使用目的以外の用途に供してはならないものとする。

3. 国会記者会は、修繕、模様替、その他の行為をしようとするときは、事前に衆議院の承認を受けなければならないものとする。

## 六 建物等使用上の制限

1. 国会記者会は、常に善良なる管理者の注意をもつて建物等を維持保存しなければならぬものとする。

2. 国会記者会は、使用目的以外の用途に供してはならないものとする。

3. 国会記者会は、修繕、模様替、その他の行為をしようとするときは、事前に衆議院の承認を受けなければならないものとする。

4. 建物及び構内の平常の管理は、国会記者会において行なうものとするが、国会警備上その他必要がある場合は、衆議院の指示に従うものとする。

## 七 管理責任者の設置等

1. 国会記者会は、国会記者事務所の管理につき、常勤の責任者を定めて衆議院に届け出るとともに、衆議院に対して管理上の連絡を行なわせるものとする。

2. 管理責任者は、衆議院担当者の指示により、常に建物の維持、保存に留意し、異状のあるときは、ただちに衆議院に連絡するものとする。

3. 管理責任者は、外来者の出入については、十分に注意を払うとともに、使用については火気の取締りを厳にし、遺憾のないよう万全を期するものとする。
4. 建物を使用するについて、諸官公庁等に対して法規上の手続き、申請等を要するものは、国会記者会の責任において行なうものとする。

#### 八 その他

1. 本条件に関し疑義のあるとき、その他使用に関し疑義が生じたときは、すべて衆議院の決定するところによるものとする。
2. 建物の使用目的に鑑み、国会記者会加盟社以外についても衆議院が必要と認めるものは、使用できるものとし、この場合においても国会記者会が運営管理に当るものとする。



衆庶発第 2491 号  
平成 24 年 8 月 23 日

政野 淳子 様

衆議院事務局庶務部文書課長 佐多 岳 夫

### 議院行政文書開示通知書

平成 24 年 7 月 30 日付で申出のありました議院行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

#### 記

#### 1 開示する議院行政文書の名称

国会記者事務所の使用について（6 頁）

開示申出文書は、「国会記者会と衆議院とで取りかわした国会記者会館の使用に関する規約または合意内容等に類するもの」。

#### 2 開示の実施方法等

##### (1) 実施の方法

1 の文書については謄写ができます。

##### (2) 閲覧の場所

衆議院事務局庶務部文書課（情報公開窓口）

##### (3) 開示実施の期間

平成 24 年 8 月 24 日から 9 月 24 日まで（土、日、祝日を除く。）の午前 10 時から午後 5 時まで。

(担当) 文書課情報公開担当 電話 03 (3581) 5097

(注) 開示の実施を受ける際には、本書を持参してください。